

海外からのご帰国者(ご入国者)の引越作業について

この度は弊社の海外引越サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス対策として、海外からの全ての入国者に対して、14日間の経過観察(自宅待機等)が日本政府より要請されていることから、弊社におきましても、該当のお客様の引越作業実施にあたり、以下条件とさせていただきます。

お客様との対面サービスが中心となる弊社引越サービスを、今後も継続して安定的に提供させていただく為、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●対象について

海外から日本へ入国されたすべてのお客様

●制約内容について

お客様の経過観察期間中における引越作業は控えさせていただきます。

経過観察期間:日本ご入国日の翌日から数えて14日間

※ ご家族様等の代理の方の立会いが可能な場合においても、お客様の経過観察期間中は引越作業を控えさせていただきます。

※ “梱包開梱作業を伴わない玄関先で引き渡し(お引取り)”の場合に限り、経過観察期間中であっても集配をさせていただきます。

対象は、航空便の配送、船便5箱以内、宅配便等の小口配送に限ります。

対面での接触機会を減らし、感染拡大の予防にご協力をお願い申し上げます。

以上